

議案第 17 号

加西市有線放送電話の設置及び管理に関する条例等を廃止する条例の制定について

加西市有線放送電話の設置及び管理に関する条例等を廃止する条例を、別紙のとおり制定する。

平成 21 年 3 月 2 日提出

加西市長 中 川 暢 三

加西市有線放送電話の設置及び管理に関する条例等を廃止する条例

次の各号に掲げる条例は、廃止する。

(1) 加西市有線放送電話の設置及び管理に関する条例（昭和42年加西市条例第69号）

(2) 加西市有線放送電話使用料条例（昭和42年加西市条例第79号）

(3) 加西市有線放送電話改修工事費分担金徴収条例（昭和45年条例第19号）

附 則

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 旧加西市有線放送電話の設置及び管理に関する条例の規定による加西市有線放送電話運営審議会は、平成22年3月31日まではなおその効力を有する。
- 3 旧加西市有線放送電話使用料条例第7条の規定による滞納処分は、なおその効力を有する。

(審議資料)

平成21年3月31日をもって有線放送電話事業を終了するため、加西市有線放送電話の設置及び管理に関する条例、加西市有線放送電話使用料条例及び加西市有線放送電話改修工事費分担金徴収条例を廃止するもの。